

福岡県医発第 156 号（総）

平成 20 年 4 月 18 日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 横 倉 義 武
(公印省略)

ピロキシカム製剤及びアンピロキシカム製剤の
使用にあたっての留意事項について

標記の件につきまして、福岡県保健医療介護部薬務課よりピロキシカム製剤及びアンピロキシカム製剤についての効能又は効果の一部を削除する承認事項一部変更承認を行ったことに伴い、その使用にあたって、別添のとおり留意事項が参りました。

つきましては、貴会におかれましても本件にご了知いただくとともに、貴会会員へご周知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 永田正和
会長 丸山 泉

(別添)



薬食審査発第 0403001 号
薬食安発第 0403003 号
薬食監麻発第 0403001 号
平成 20 年 4 月 3 日

各 都道府県
政令市
特別区
衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局審査管理課長



厚生労働省医薬食品局安全対策課長



厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長



ピロキシカム製剤及びアンピロキシカム製剤の使用にあたっての留意事項について

ピロキシカム製剤及びアンピロキシカム製剤については、本日、効能又は効果の一部を削除する承認事項一部変更承認を行ったところであるが、その使用にあたっては、下記の点について留意されるよう、貴管下の医療機関、薬局等に対して周知をお願いする。

記

1. 効能又は効果について、ピロキシカムカプセル剤及びアンピロキシカムカプセル剤から「外傷後、手術後及び抜歯後の鎮痛、消炎」を、ピロキシカム坐剤から「外傷後、手術後の鎮痛、消炎」をそれぞれ削除とすること。
2. 用法及び用量について、ピロキシカムカプセル剤、アンピロキシカムカプセル剤の 1 日投与量をそれぞれ、ピロキシカムとして 20mg を超えない量、アンピロキシカムとして 27mg を超えない量とすること。
3. 今回の承認事項一部変更承認に伴うピロキシカム製剤及びアンピロキシカム製剤の表示の訂正及び添付文書の改訂については、各製造販売業者に対し、本日から遅くとも 3 月以内に医療機関、薬局等に対する訂正文書の送付及び周知を徹底するよう指示したこと。

